

リレー連載

鳥獣害の発生生態と防除対策 (1)

鳥獣保護管理法について

(野生鳥獣の捕獲に係る新たな取組)

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

道明 真理 (どうみょう まり)

はじめに

鳥獣保護管理法の正式名は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」である。その名の通り、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的としている。

平成 26 年 5 月に成立し平成 27 年 5 月 29 日に完全施行した鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律を改正する法律（以下「改正鳥獣法」という。）により、鳥獣の管理を「生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること」と定義し、法目的に加え、法の題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という）」に改めたところである。

I 我が国の鳥獣法制

我が国の鳥獣法制は、明治 6（1876）年に銃猟による狩猟規制等について制定された「鳥獣猟規則」が始めといわれており、それ以降、時代時代の多様な要請を受けて変化してきたが、一貫して、狩猟をはじめとする捕獲の規制内容を調整することにより鳥獣を過度の捕獲圧から保護することであった。大正 7 年に全面的に改正されて制定された狩猟法は、○狩猟鳥獣を指定し、これ以外の鳥獣はすべて保護鳥獣とする、○狩猟鳥獣についても、その保護繁殖のため必要と認めるときは、大臣が捕獲の禁止または制限をすることができる等、現行法の骨格をなしており現在に至っている。

昭和 38 年には、野生鳥獣の減少傾向が続いているこ

と、狩猟人口の増加等を背景とする狩猟事故の発生が相次いでいたことから、鳥獣保護思想が全面に押し出されるとともに、危険予防のための狩猟の適正化の必要が明確化されることとなり、法律の名称は狩猟法から「鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律」と改称された。（平成 14（2002）年にひらがな書きに改正し「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護法」という。）となる。）

ここで、ニホンジカを巡る施策の変遷を見てみることにする。ニホンジカは有史以前から狩猟獣として肉、毛皮、角等が利用されてきた。農業生産が拡大しても、資源利用のため盛んに捕獲され、東北や北海道等では大雪の影響もあり地域的な絶滅を引き起こすこともあった。こうした中、明治 25（1895）年に鳥獣猟規則に代わり制定された「狩猟規則」による 1 歳以下のニホンジカの捕獲禁止や狩猟期間の短縮といった措置が取られてきたが、基本的には戦後まで狩猟獣として捕獲され続けた。

その結果、各地の個体数は減少し、低密度安定状態が続いた。加えて人間による土地利用の拡大も、ニホンジカ生息地の分断と個体群の縮小をもたらした。このため、昭和 25（1950）年にはメスジカを狩猟獣から除外しオスジカのみを狩猟獣とし、さらに昭和 53（1978）年以降はオスジカの捕獲数を 1 日 1 頭に制限しさらに保護につとめた。

1980 年代以降、ニホンジカの個体数が増加し農林業被害という人と鳥獣との軋轢が顕在化するとともに、地域本来の生態系をかく乱することによって野生鳥獣それ自体の生息環境の悪化を招きかねないという事態が生じた。このため、平成 11 年（1999 年）の鳥獣保護法改正において、従来の捕獲規制および生息地規制中心の施策に加えて、場合によっては野生鳥獣の個体数の調整についても保護施策の一環として実施することとする「特定鳥獣保護管理計画制度」が創設され、科学的・計画的に鳥獣保護管理を行うツールが整備された。